

「ノウフク・アワード2022」実施要領

1 趣旨

近年、農業と福祉が連携して、双方が「Win-Win」の関係や地域社会にとって様々な価値を生み出す関係性を構築し、障害者をはじめとする多様な人材が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく「農福連携(ノウフク)」の取組が拡大しており、担い手不足や高齢化が進む農業分野においても、働き手の確保や地域農業の維持・発展につながるものであるとともに、共生社会の実現にも貢献するものと期待されている。

こうした農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携を定着させていくことを目的に、2020年度から農福連携に取り組んでいる優良な事例を発掘・表彰するノウフク・アワードを実施しており、今年度においてもノウフク・アワード2022(以下「アワード」という。)を実施し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図るとともに、国民的運動として推進していくこととする。

アワードは、全国で農福連携に取り組んでいる団体・企業や個人(以下「団体等」という。)を募集し、農福連携の素晴らしさを発信する優れた取組を表彰するものであり、こうした表彰を通じて、国民的運動として農福連携推進の機運を高め、農福連携の全国的な展開に資することを目的とする。

2 実施主体

このアワードは、農福連携等応援コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)が実施する。

3 アワードの対象となる取組内容

地域において、農業(林業及び水産業を含む)と福祉や多様な人の双方が連携し、「Win-Win」の関係性を構築することなどを通じて、障害者等*の農業分野での多様な能力が発揮され、農業分野、福祉分野が抱える様々な課題の解決の実現はもちろんのこと、障害者をはじめとする多様な人材の社会参画の実現、地域農業の維持・発展、更には地域活性化にも貢献しているような次の(1)から(9)のいずれかに該当する取組を行っている団体等を応募の対象とする。

「注」 *の障害者等には、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等を含む。

- (1) 農業法人等の農業経営体が障害者等を直接雇用している取組
- (2) 社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所が自ら農業を行う取組、又は自ら生産した農産物等を使って加工食品の製造を行う取組
- (3) 社会福祉法人等が農業法人を設立し、農業法人において障害者等が農業を行う取組
- (4) 農業法人が障害福祉サービス事業所を設立し、当該事業所の障害者等が農業法人の農場等で農業を行う取組
- (5) それぞれ別の農業経営体と障害福祉サービス事業所が農作業に関する請負契約を締結して、障害者等が施設外就労で農作業等を行う取組
- (6) 地域内又は近隣の市町村等の農業経営体や障害福祉サービス事業所と連携して、これらから農産物等を仕入れて、障害福祉サービス事業所等が加工食品の製造を行う取組
- (7) 企業や協同組合などが自ら、又は特例子会社を設置して障害者等を雇用し、農業を行う取組
- (8) NPO法人等が中間支援組織となって、農業経営体と障害福祉サービス事業所とをマッチングさせ、障害福祉サービス事業所の障害者等が農業経営体に出向いて農作業等を行う取組

(9) 地方公共団体等が支援して農福連携を行っている取組 等

なお、上記の取組のほか、地域における農福連携の定着に向けた取組、障害者等の農林水産業等の分野での活躍を見据えた取組等も、未来につながるノウフクの息吹として捉え、アワードの対象とする。

4 アワードの募集

アワードの募集は以下の通り実施する。

(1) 募集方法

アワードの表彰を受けようとする団体等は、以下の「ノウフク・アワード2022募集サイト」から応募用紙(別紙1・ワード形式)をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、募集期間中に当該サイト内の「エントリー」ページへ応募用紙をアップロードすることとする。その際、自薦・他薦は問わないものとする。

ノウフク・アワード2022募集サイト URL: <https://noufuku.jp/award/award2022>

(2) 募集期間

令和4年8月3日(水)から令和4年10月3日(月)まで

5 アワードの審査・決定

- (1) アワードの候補を適正かつ円滑に選定するため、「ノウフク・アワード」審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- (2) 審査委員会の委員は、コンソーシアムが委嘱するものとする。
- (3) 審査委員会の長(以下「審査委員長」という。)は、委員の互選によりこれを定める。
- (4) 審査委員会は、自薦・他薦による応募の中から、別添1の「ノウフク・アワード 2022 審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づき、応募用紙等によって審査を実施し、6に定める表彰の候補を選定する。
- (5) 審査委員会の内容は非公開とする。
- (6) その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

6 表彰部門

ノウフク・アワードの表彰部門については、これまでのノウフク・アワードの実績を踏まえ、優秀賞については十数団体等程度、グランプリについては1団体等選定するほか、準グランプリについては、「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」それぞれの分野から1団体等を選定する。

また、優秀賞とは別に、優秀賞に達しないものの中から、①取組開始5年以内の団体等に対して、フレッシュ賞として数団体等選定するほか、②高齢者や生活困窮者等との連携や、水福、林福、地域の伝統産業との連携など、新たなノウフクに取り組んでいる団体等に対して、チャレンジ賞として数団体等選定する。

7 選定方法

応募のあった取組の中から、別添1の審査基準に基づき、各賞の選定を行うものとする。

(1) グランプリ

グランプリについては、優秀賞に選定されたもの、及びこれまでのアワードにおいて優秀賞を受賞し、今回のアワードにおいても応募があったものの中から選定する。(ただし、昨年度までに優秀賞に選定された団体等は、本年度の優秀賞選考の対象にはしない)。

(2) 準グランプリ

準グランプリについては、優秀賞に選定されたものから審査基準における「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」のそれぞれの領域において優れているものを各1団体等選定する。

(3) 優秀賞

優秀賞の選定については、取組主体別に「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」の3つの視点から審査を行い、総合的に優れた取組をおこなっているものを十数団体等程度選定する。

(4) フレッシュ賞、チャレンジ賞

優秀賞とは別に、優秀賞に達しないものの、①新たに取組開始5年以内の団体等に対して、フレッシュ賞として数団体等選定するほか、②高齢者や生活困窮者等との連携や、水福、林福、地域の伝統産業との連携など、新たなノウハウに取り組んでいる団体等に対して、チャレンジ賞として数団体等選定する。

8 審査基準

農福連携は、農業分野における障害者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として高齢者、生活困窮者など社会的弱者や生きづらさを抱えた人が地域の中で認められつつ、農林水産業や関連産業に活躍の場を広げ、こうした人々が活躍することで、地域農林水産業などの維持・発展・地域活性化が図られ、多様な人々がお互いを認め合いながら持続可能な地域社会の構築に寄与することが期待されている。

このため、審査基準については、「人」「地域」「未来」といった3つの評価軸を設け、農福連携等応援コンソーシアムのアイデンティティである「耕すみんなを応援する」に連動させ、「人を耕す」「地域を耕す」「未来を耕す」という3つのキーワードを評価軸として、別添1の審査基準に基づき90点満点で評価を行うこととする。

9 結果の公表・通知

各賞の選定結果については、令和5年1月中下旬頃に、農林水産省ホームページ等において公表するとともに、受賞者に対しては、受賞された旨の通知を併せて行うこととする。

10 表彰式の開催及び付随イベントの実施

(1) 表彰式は、各賞に選定された団体等を招いて、令和5年2月頃、東京都内の会場で開催することとする。

なお、コロナの感染状況も踏まえ、リモート開催の併用、動画配信による開催など、弾力的な開催に努めることとする。

(2) 表彰式と併せて、受賞者と関係者との間での情報交換会(交流会)、シンポジウム等の実施を検討する。

11 表彰事例等の普及その他

- (1) 農福連携の取組の拡大に資するため、表彰事例については、コンソーシアム参加団体等を通じてその傘下会員等に周知するとともに、ウェブサイトをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努める。
- (2) 応募資料の記載等に虚偽があり、又は選定後に表彰事例としてふさわしくない行為があったと認められる場合には、表彰を取り消す場合がある。
- (3) これまでのアワードにおいて、優秀賞を受賞した団体等(グランプリ受賞者を除く)が再応募する場合、グランプリのみの選定対象者として取り扱うものとする。

12 応募先・問合せ先

【応募先】

URL: <https://noufuku.jp/award/award2022>

【問い合わせ先】

農福連携等応援コンソーシアム事務局(一般社団法人日本基金)

電話番号: 03-5295-0070